

篠崎・進士 法律事務所 報

2009年 夏号



暑中お見舞い申し上げます。

ご挨拶 02

所長弁護士 篠崎芳明

西新宿の空を思って 03

副所長弁護士 進士肇

民事再生ミニ入門 03

～取引先が民事再生を申立てた場合…相殺編～

賃料滞納の場合の賃貸建物の 明け渡しについて 04

店子による建物賃料の支払いが遅れたとき、
大家としてどのように対応すべきか

採用内定取消しQ&A 05

民暴ABC 06

何故、違法街宣は絶対に排除しなければならないのか(前編)

就任の挨拶等「ここ十年」 07

弁護士 清水恵介

近況報告 08

ご挨拶

篠崎・進士法律事務所 弁護士 篠崎 芳明



戦後、経済的には大きく発展した我が国ですが、残念ながら司法制度が十分に機能してきたとは言えませんでした。

かつては、法律はいわば建前であり、結果こそが重要でした。終わリさえ良ければ、多少法に違反しても許容されるという風潮が一般的であったように思います。

たとえば、商法・会社法では到底認められない総会屋なるものが公然と活動していましたし、暴力団など反社会的勢力も必要悪などとしてその存在と有用性を認められておりました。彼らを上手に使う者は、「清濁併せのむ大物」などと賞賛される有様で、談合も必ずしも否定されていなかったのです。一方、民事裁判は「裁判沙汰」な

どと嫌われ、積極的に利用されることはまずありませんでした。しかし、個人の自由を尊重するためには、ルールの遵守は当然の前提です。ルールの遵守なくして公正な競争は成り立ちません。紛争は、裁判手続により、法的に正しく透明に解決されるべきです。紛争解決の手段である「司法制度」を改革し、

利用しやすい制度にしなければならぬことは当然です。

日本社会は、身近で使いやすい司法を求めて、ロースクール制度を創設して法曹、とりわけ弁護士の増員を図りました。民事裁判では、少額訴訟、労働審判など利用されやすい制度が創設され、民事再生手続、破産手続なども身近になりました。刑事裁判を身近なものとするために、いよいよ裁判員制度がスタートしました。

企業に対しては、法令遵守を中核とする「コンプライアンス」が強く要請されるようになりました。市民の中でも、物事を法的に検討し、法に合った解決をすることが適切とする考え方が浸透しつつあります。

以上のようなことから、現在の社会

では、企業も市民も、身近で気軽に相談できる弁護士を求めています。しかし、ここで求められている弁護士とは、身近なだけでは役に立ちません。専門分野に造詣が深く、相当の経験を持つプロフェッショナルであることが必要です。依頼者の相談内容が、その人の一生に関わる重大事であったり、命に次いで大切な財産のことであったりするので、この要求は当然です。

篠崎・進士法律事務所は、このような社会の要請を真正面から受け止め、それぞれの弁護士が専門知識を涵養し、依頼者の皆様のご要望と信頼とに誠実にお応えしようと努めております。

皆様には、今後とも当法律事務所に対して、格別のご支援、ご鞭撻をお願い申し上げます。

平成二十一年 夏



西新宿の空を思って

篠崎・進士法律事務所副所長 弁護士 進士 肇

十年ほど前、ある弁護士団会議で、新宿NSビルの会議室に足繁く通っていたことがあります。日がとつぷり暮れた頃に、疲れた眼を休めようと外を見遣ると、都議会議事堂の楯円屋根を中心点、議事堂通りを縦軸として、これに覆い被さるように都庁舎その他の高層ビルが林立し、その間（あわい）を白やオレンジの光が乱反射して、この世のものとは思えない風景です。まるで、映画「スターウォーズ」に出てくる宇宙基地を見ているようでした。

そんなことを憶い出したのは、6月の日本経済新聞の、建築家磯崎新氏による「私の履歴書」と、偶々その前に読んでいた平松剛著「磯崎新の『都庁』・戦後日本最大のコンペ」（文藝春秋社）がきっかけでした。同書によれば磯崎氏は、コンペ仕様書からすれば、所定の床面積を確保するためには建築基準法上の容積率の観点からツインタワー方式しかないことが明らかであるにも拘わらず、一棟方式（スカイスクレイパー方式）と低層建築方式をも検討し、敢えて低層建築方式でコンペに挑み、見事に敗れます。

公約通りコンペに「ぶっちぎりで」勝利した丹下健三氏のツインタワーではなく、仮に磯崎氏の低層建築設計が採用されていたとしたら、昔見た夜景はどんな風だったのでしょうか。低層ビルの屋根が周囲の高層ビルを遮って、西新宿の空を押し拡げ、柔らかな空間を創り出してくれたのではないか。そんな思いに耽るのは、なかなか楽しいことです。

民事再生ミニ入門 ～取引先が民事再生を申立てた場合…相殺編～

弁護士 石黒 一利

今般の経済不況の中、突然、取引先が民事再生や破産などの申立てをする可能性があります。そんなとき、いかにして債権回収を図るかということが重要になります。では最も簡単な債権回収方法は何か。それは相殺です。今回は、取引先が民事再生を申立てた場合、相殺権を行使するにあたって特に注意すべき2点を書きたいと思います。

まず、相殺権の行使には期間制限があるということです（法92条1項）。民事再生手続開始決定後から約1ヶ月間設けられる再生債権届出期間内に相殺権を行使する必要があります。当然ながら、意思表示の効力は相手方に到達しなければ発生しないので、相殺通知書を上記届出期間内に再生債務者へ届くよう発送しなければなりません。また、後のトラブルを防ぐためにも、内容証明郵

便により通知することが望ましいといえます。

次に、自己の有する再生債権（自働債権）の弁済期が上記届出期間内に到来していなければなりません（法92条1項）。なお、再生債務者の自己に対する債権（受働債権）の弁済期については、自ら期限の利益を放棄すればよいので、上記届出期間内に到来している必要はありません。

取引先が民事再生を申立てた場合には、以上の2点に注意をして、相殺が可能であれば、直ちに相殺通知書を発送していただきたいと思います。もし相殺を忘れると、自己の有する債権（再生債権）は数%の配当しか受けられないのに対し、再生債務者の自己に対する債権は全額回収されてしまう、という悲惨な事態になることも十分考えられます。

賃料滞納の場合の 賃貸建物の明け渡しについて

店子による建物賃料の支払いが遅れたとき、
大家としてどのようにに対応すべきか

弁護士 寺島毅一郎
弁護士 杉山 一郎

【賃貸借契約書について】

Q1 契約書に「1回でも延滞すれば賃貸借契約は何ら催告することなく当然に終了する」と書いてありますが、1回分の賃料を1週間延滞した店子に出て行けといえますか。

A1 言えません。

まず、賃貸借契約は、大家・店子間の信頼関係に基づく継続的契約であり、些細な契約違反で多額の投資をした営業の拠点を失わせることは、賃借人である店子に酷なもので、店子に賃料不払等の契約違反があっても「信頼関係を破壊するに至る程度」でなければ解除することはできません（「信頼関係の法理」といいます）。
おおむね3ヶ月分の延滞があれば「信頼関係を破壊するに至った」と言えると思われます。

ただ、賃貸借契約を終了させるには、原則として延滞分の支払を督促したうえで（「催告」といいます）、解除通知を送付する必要があります。
Q2 契約書に「賃貸借契約が終了した時は、大家は店子の荷物を搬出して自由に処分し、未払賃料に充当できる」とありますが、やってもいいですか。

A2 やってはいけません。
近代国家では、法的な手続きを経ないで、建物の明け渡しを強行すること（「自力救済」といいます）は、禁止されています。このような自力救済を認めてしまうと、契約終了事由が本当に存在するか、司法によるチェックができず、また、暴力を用いる事態も考えられ、社会の秩序を保てないからです。実際にも、賃貸借契約書の自力救済特約に基づき、無断で建物内に立ち

入って鍵を交換した事案について、違法とした裁判例があります（東京地判平成18年5月30日判時1954号80頁）。
大家としては、店子に対して建物明け渡しを求めて訴訟等の法的手続をとるべきであり、大家が店子の荷物を勝手に搬出、処分することは、許されません。住居侵入罪（刑法第130条）、窃盗罪（刑法第230条）に問われる可能性もあります。

【裁判について】

Q1 どのくらいの期間がかかりますか。

A1 訴訟提起時点で、賃料延滞が明らかかな場合には、訴訟提起後数ヶ月で判決又は和解となることもあります。

逆に、店子が高額な正当化事由を主張した場合などは、訴訟提起後6ヶ月から1年ないしそれ以上かかることもあります。

Q2 どのくらいの費用がかかりますか。

A2 費用は、大きく分けて、判決を得るまでの実費、明け渡しの執行の実費、弁護士費用となります。

訴訟を提起するためには、裁判所に固定資産税評価額を基準に計算した費用を払う必要があります。そのほか、誰が建物を使っているかを特定・固定するための手続（占有移転禁止仮処分）といえます）を別途行うと

きは、賃料2、3ヶ月分程度の担保を準備し、仮処分の執行費用（執行官や執行立会業者の費用が必要ですが、金額はおおよそ10万円程度と明け渡しの執行よりは廉価です）を支払う必要があります（担保は、手続が終われば原則として戻ってきます）。

勝訴判決取得後に明け渡しの執行をするには、執行官に対して執行の申立をしなければなりません。執行手続では、執行官の費用だけでなく、執行立会業者の費用（作業員の費用、トラックの費用、建物内の荷物を保管する倉庫の費用）などがかります。荷物の分量や建物の大きさにもよりますが、ワンルームの建物の明け渡しで50万円くらいはかかります。

また、当事務所での弁護士費用は以下のとおりと定められていますので、ご参考になさってください。

着手金 賃料（管理費・共益費などを含む）の1月分相当額（但し、最低額は30万円）

占有移転禁止仮処分を申し立てる場合には別途着手金として賃料（管理費・共益費などを含む）の0.5ヶ月分をご請求させていただきます。

報酬金 賃料（管理費・共益費などを含む）の2月分相当額（但し、最低額は50万円）

延滞賃料等を回収したときは、さらに回収額に応じた報酬金をご請求させていただきます。

採用内定取消しQ&A

弁護士 山際 悟郎
弁護士 中山 祐樹



Q 最近、不況のあおりで、採用内定や内々定の取消しが話題になりましたね。

A そうですね。

Q ところで、内定というのは、法的にはどういう意味があるのですか。

A 一般には、企業が学生に内定通知を出し、これに対して学生が企業に誓約書を提出することをもって「内定が出た」というようですが、法的には、この時点で労働契約が成立したと見ることができます。

Q しかし、その時点では、学生はまだ働いていないですよ。それに、その学生がもし学校を卒業できなかったら、普通は採用しませんよ。それでも労働契約が成立しているのですか。

A ご指摘のとおりで、内定段階の労働契約と通常の労働契約には、確かに差があります。内定段階の労働契約は、採用日に初めて効力を生じるという期限付きのものであり、さ

らに、一定の場合には解消されることとが前提となっています。このような労働契約を、「始期付解約権留保付労働契約」といいます。

Q では、どのような場合に内定を取り消すことができるのですか。

A 先ほどお話ししたように、内定により始期付解約権留保付労働契約が成立しているとすれば、解除権は制約されます。このことは、解約権の留保が付いているとはいえ、基本的には通常の労働契約と異なりません。内定取消しが許されるのは、客観的に合理的と認められ社会通念上相当と認められる場合に限られます。

Q 具体的にはどのような場合ですか。

A 内定通知書に記載された「取消事由」が参考となりますが、通知書に記載されている取消事由であっても社会通念上相当でない理由による取消しは無効になります。
しかし、逆に社会通念上相当な理

由があれば取り消すことが出来ます。例えば、先ほどご指摘があったように、単位を取れずに大学を卒業できなかった場合には、内定を取り消すことが可能です。

Q では、最近話題になっている不況下における経営悪化を理由とする内定取消しはどうでしょうか。

A 通常の労働契約と同じように、いわゆる整理解雇の4要素、すなわち人員削減の必要性、人員削減の手段として整理解雇をすることの必要性、人選の妥当性、手続きの妥当性に照らして判断することになります。

人選については、正社員より先に採用内定を取り消すことには合理性があると考えられますが、内定者も

正社員に準じる地位を得ていますので、非正規社員を雇用している場合には、そちらの契約関係解消を先に検討すべきでしょう。

Q なるほど。ちなみに、内々定というものは、どういうものですか。

A これは、内定に至る以前に、採用を約束するものと考えられます。正式な内定を出す以前の「青田買い」という側面があります。

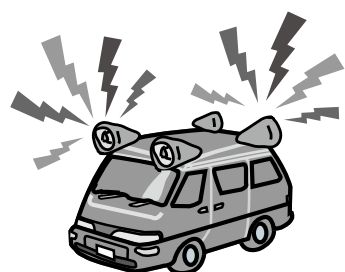
Q 内々定取消しについては、何か制限があるのですか。

A 内々定については、従来、格別の事由がなければ法的保護が与えられないと解されてきました。しかし、最近、採用内定式の直前に内々定を取り消したという事例の労働審判において、福岡地裁が、会社に対して75万円の解決金の支払いを命じたという報道がありました。内々定の取消しについても法的責任が認められる場合があるので注意が必要です。

採用内定は、学生にとってはその会社への就職が保証されたものとして、他の会社を選択する権利を放棄するものですから、その意義は大きく、簡単に取り消すことは認められません。したがって、会社が採用内定を出す場合には、確実な採用見通しに基づいて行うように注意してください。

何故、違法街宣は絶対に排除しなければならないのか（前編）

弁護士 小川 幸三



顧問会社社長 先生、実は、右翼が一昨日から私の世田谷の自宅に街宣を始め、昼間家にいる家内と年老いた母が怖がってしまっているんです。

弁護士 えーっ！なんでもっと早く言ってくれないんですか！直ちに、街宣禁止仮処分をかけましょう！

社長 何ですか、その街宣何とかというのは？

弁 例えば、社長の自宅から半径300メートル以内では街宣行為をしてはいけないというように、社長やその家族の生活の平穏と名誉を守るために、右翼を相手に街宣行為を仮に禁止するという裁判所の命令をとるんです。

街宣の内容はどういうものですか？

社長 取引先のA社にいろいろと問題があったため、今月初めに取引を打ち切ったんですが、右翼は、その取引打ち切りを大企業の横暴だとか、

また、私はA社から利益供与は一切受けていませんが、彼らは私がA社から利益供与を受けていた等と言って、住宅街にある私の自宅に街宣車1台で押し掛けて、2日続けて午前と午後の2回1時間ほど大音量で街宣をし、今日の午前中も街宣をしたそうです。

弁 それなら違法街宣であることは明らかですので、問題ありませんね。

社長 警察に相談したら、右翼にも表現の自由があるから逮捕は難しいと言われたんですが……

弁 警察が逮捕できるかどうかは関係ありません。社長が裁判所の手続を利用して彼らを排除できるのです。右翼は、すぐに表現の自由だと言って、

そう言えば何でも許されると勘違いしています。表現の自由は、他者の利益、ここでは社長の名誉や社長の家族の生活の平穏ですが、これらの利益を侵害しない範囲で保障されているだけです。ですから、社長の名誉や家族の生

活の平穏を侵害する街宣は違法であり、許されないものなんです。

社長 こちらが無視し続ければ彼らも疲れてやめるんじゃないでしょうか？

弁 この違法街宣の目的は、A社との取引打ち切りを撤回させること、或いは、御社に解約料を支払わせることであり、街宣はその目的達成のための手段の一つです。つまり、この違法街宣は彼らの仕事なんです。ですから、こちらが我慢すればするほど、彼らも仕事を早くこなすために、こちらが我慢できないように街宣をエスカレートさせます。ですから、我慢しても街宣は絶対に終わります。

社長 でも、先生、相手は右翼なんです。先生は平気かもしれません。が、私達普通の人にとっては怖い存在なんです。ですから、きたら関わらないで終わりにしたいんです。

弁 社長。私も正直、むき出しの暴

就任の挨拶等「ここ十年」

弁護士登録と同時に大学の教員となつてから10年が経過し、本年4月1日付で教授となりました。教員歴40年超の大先生方と比べてしまえば青二才に過ぎませんが、ここ10年間の法の世界は、おそらく他のどの10年よりも激しく変動しており、駆け出しの研究者にとってそれなりに負荷のかかる時代を過したとの実感があります。社会状況や研究環境の様々な変化に翻弄されながら、研究者としてのあるべき役割や姿勢を模索し続けた10年間でした。主な変化とし

て、以下の3つのトピックを指摘できるでしょう。

第1に、法情報処理技術の飛躍的發展です。現在、ウェブサイト上の法情報やコンピュータの活用は、法学研究に不可欠の要素となつています。このことは、一面、法情報の瞬時の検索や編集を可能とし、研究の効率化に大きく寄与しましたが、他面、多彩な情報源から裁判例が大量公開されるなど、法情報が氾濫し、その網羅的な収集や整理がかえって困難となる結果ももたらしました。実務家等との間でリサーチ能力に差がつかず、法情報の整理・分析能力が正面から問われてしまうことや、常に最新の情報を把握すべく、ネット上の監視を日課とすることなどは、現代の研究者の性ともいえます。

第2に、法科大学院（ロースクール）の開設です。これにより、教育学や内行政に割く時間が増大したばかりでなく、民法に関していえば、商法・

民事訴訟法との間の障壁が低くなり、いわゆる要件事実論が従来の民法学を侵食する結果をもたらしました。

第3に、大立法時代の到来です。消費者契約法や一般法人法、全面改正された不動産登記法や信託法など、すべてここ10年の立法によるものです。試みに有斐閣の『ポケット六法』で確認すると、最新版は10年前（平成11年版）より770頁（約1.6倍）も増大しています。法改正のみならず、主要な法律そのものが近年つとに増殖しているのです。研究者は、これらを研究・教育に生かすべく、常時、体系的な理解に努めねばなりません。

さて、更に10年後はどうなっているのでしょうか。債権法の全面改正も控えており、当分は気が抜けません。実務家の方々に重宝がられるよう、時代の変化に柔軟に対応できる研究者として、今後も精進して参る所存です。

弁護士 清水 恵介

力も右翼も怖いですが、社長。私は、守るべき者を守れなかったときの心の傷の方が、肉体の傷よりはるかに痛いと思います。

社長 ……

弁 彼らの違法街宣は、名指しされた者の関係者にとっては、恐怖そのものです。屋内で奥様やお母様は、恐怖に震えながら街宣が終わるのをじーっと息を潜めて耐えているのです。何故、奥様とお母様はこのような目に遭わなければいけないのでしょうか。怒りがこみあげてきませんか。

奥様やお母様を守るのには、一家の主であるあなたしかいません。あなたが守らなくて誰が守るんですか？あなたが今ここで勇気を振り絞って立ち向かわなければ、あなたは心に大きな傷を残すことになりま

社長 判りました、先生。覚悟ができました。私が家族を守ります。ですから、先生、一緒に戦ってください。

弁 勿論ですよ。違法街宣は、私達の間人としての尊厳を深く傷つける行為であり、絶対に許してはいけないものなんです。二度と違法街宣をしないように、徹底的にやりましょう。大丈夫です。策はありますから。
社長 それを聞いて安心しました。

（後編へ続く）

HP 当事務所のホームページです！

当事務所では広報活動の一環としてホームページを開設しております。ここでは所長及び所属弁護士等の紹介や講演記録等を開示しております。

<http://www.shinozaki-law.gr.jp/>



■ 弁護士 篠崎芳明(所長)

このところ、反社会的勢力は、暴力や脅しによる不当要求に加えて、詐欺的、組織的手口を資金源に追加しているようです。当法律事務所でも金融機関の依頼による詐欺告訴案件が増加しています。警察は、知能犯罪案件に積極的に取り組むべく、一層の体制整備を進めているようです。私はこの6月警察大学で「刑事告訴」について、弁護士の立場から講演をさせていただきました。

近況報告

■ 弁護士 小川幸三

娘が希望する中学校に進学でき、家庭には束の間の平和が訪れております。が、娘の夢は「政治家」とのこと。子供たちには、正義を貫き、悪に立ち向かい、助けを求めている人には優しく手を差し伸べることができる大人になってもらいたいと思います。

■ 弁護士 山際悟郎

いよいよ裁判員制度がスタートしました。国民にわかりやすく利用しやすい司法が求められています。

私は、法律のプロとして、これまで以上に専門知識の研鑽に努めると共に、依頼者の皆様にわかりやすい言葉で懇切丁寧に、説明・報告することを心がけています。

■ 弁護士 石黒一利

最近、民事再生事件の電話対応に追われていますが、もともと話すことが好きな性格なので、日々色々な人たちとの会話を楽しんで(?)おります。休日は、相変わらず、ゴルフや草野球をするなど楽しく過ごしていますが、体力も次第に低下してきたため、もう少し練習をして本番に臨まなければならないと思う今日この頃です。

■ 弁護士 清水恵介(客員)

今年に入ってから、判例評釈4編(金判1306号18頁、金判1311号86・194頁、実践成年後見29号91頁)と、いずれも6月出版となる共著の解説書2冊(須藤正彦ほか編『事業体の法務と税務』(第一法規)、丸山秀平ほか編『事業承継特例法と事業承継の法務・税務』(三協法規))を執筆しました。

■ 弁護士 進士肇

キンチョーの夏(無事に認可となるか?)、執筆・編集の夏(書かなきゃならない原稿が溜まってきました)、野球の夏(「ホーリッツ」のリーグ戦と「弁理士クラブ」のトーナメント戦が並行します)、採点の夏(受験生と真剣勝負)。また、暑い夏がやってきました。

■ 弁護士 寺嶋毅一郎

お陰様で多様な案件に携わせていただき、日々小忙しく動き回りながら、最善の結果を求めて四六時中頭を悩ませ、身の細る思い…の筈が、どうしてこうなるの!? 体重は計らないので詳細不明ながら、実感として明らかに我が身未だ増大中なり…。本当に、この季節は恨めしい。早く秋になって欲しい!

■ 弁護士 杉山一郎

今年もまた、日本弁理士連合会が実施している弁理士に対する能力担保研修で、不正競争防止法の講義を担当する予定です。

最近、会社法、保険法など重要な法律が制定されているだけでなく、近いうちに民法(債権法)も改正になる見込みであり、企業活動では過去の知識だけでは対応できなくなっています。新法令や法改正にすぐに対応できるように研鑽に励みたいと思います。

■ 弁護士 中山祐樹

昨年に引き続き、各種訴訟、民事保全、審判、再生などといった案件を担当しております。春先からこれまで、花粉、乾燥、気温の変動のため、個人的には過ごしにくい季節が続いていましたが、幸い、暑さはあまり苦にしないので、これから梅雨を抜け、夏が来るのを待ち遠しくしているところです。

■ 弁護士 山口和男(客員)

会社法及び倒産法一般民事における実務研究、執筆、ロースクール大学院における会社法及び民事法の指導、顧問会社よりの質疑等に対応しております。最近では、「特別清算の理論と裁判実務(新日本法規出版)」、「判例タイムズ平成20年度主要民事判例解説」等を執筆しました。

■ 税理士 藤代節子

最近の相続申告で、財産は広い自宅と貸地がほとんどで現金が少なく、納税に苦勞した案件がありました。厳しくなった物納制度の下では、相続開始時に測量も終わっておらず契約書も未整備な貸地を物納することは不可能です。改めて事前対策の重要性を感じました。



集合写真 前列(左から): 弁護士/杉山一郎、弁護士/小川幸三、弁護士/山口和男(客員)、弁護士/篠崎芳明(所長)、弁護士/進士肇(副所長)、弁護士/寺嶋毅一郎 後列(左から): 弁護士/中山裕樹、事務局/北出誠之、事務局/丸山広明、事務局/釜井憲史、弁護士/石黒一利、弁護士/山際悟郎、弁護士/清水恵介、事務局/松本芳雄、事務局/古村紀子、税理士/藤代節子、事務局/鈴木結子、事務局/坂本恵子

